

## 憲法9条はどうなるの？

自民党の新憲法草案と民主党の憲法提言はどうなっているのか、横路さんに答えてもらいます。

### 自民党の新憲法草案について

Q．昨年10月28日に発表された草案の問題点は？

A．まず第一に、憲法9条2項を削除して自衛軍を保持することを明確にすること。自衛軍の任務活動については法律で定めるとなっています。

Q．9条2項を削除して、あとは法律でとなると集団的自衛権はどうなりますか？

A．当然、法律で集団的自衛権の行使を認めることを規定することになります。憲法上の制約がなくなるのですから、あとは全く自由になるのです。またこの点が憲法改正の狙いなのです。

Q．一昨年発表された自民党の改憲案にあった「国家緊急事態の布告、その際の基本的人権の制約」などの規定がありませんが。

A．憲法の規定からは消えましたが、法律で制定できるように9条の2の3項4項に書かれています。

Q．自衛隊は憲法の枠の中ですでに認められているのに、どうして9条改正が必要なのですか？

A．枠を外して、アメリカの要請に応じて米軍と共に世界のどこへでもいつでも軍事行動を可能にするためです。自衛隊の役割も変わり、歯止めもなくなります。

Q．解釈改憲に歯止めをかけることが必要だからと憲法改正を主張する人もおりますが。

A．そもそも解釈改憲を止めようとしなかった人たちが、歯止めを外して新しい歯止めを作るといっても信用できる話ではありません。

Q．他の改正点は？

A．軍事裁判所の設立、憲法改正手続きの要件の緩和、国民が国を守る責務の明記、基本的人権の制約など、問題点は多いといわなくてはなりません。

### 民主党の憲法提言について

Q．民主党の提言はどうですか？

A．これまた問題の多い内容です。9条については「国連憲章上の制約された自衛権について明記する」として、その自衛権とは国連憲章51条の自衛権であるとしています。

Q．憲章51条の自衛権とは？

A．「個別的・集团的」自衛権についての規定ですから、つまりは集团的自衛権を認めるということです。

Q．9条はどうなるのですか？

A．はっきりはされていませんが、前原代表は9条2項を削除すると主張していますから、自民党と変わらないのです。「制約された自衛権」というのならば、まさに憲法9条1項2項そのものではないでしょうか。

Q．国家緊急権の明示も示されていますね。

A．9条を変えるということは、国のかたちを変えるということです。憲法9条改正 総理大臣の権限の強化 非常事態の宣言 基本的人権の制約となるのです。

Q．その他はどんな点が。

A．大きな問題点は「行政は内閣に属する」という規定を「行政は内閣総理大臣に属する」として総理大臣の権限が大幅に強化されている点です。独裁政治になりかねない、民主主義の上で非常に問題です。

みんなで今の憲法をよく読んで、比較してみましょう。そんな運動を広げていこうではありませんか！
--